



発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…一
- 海岸保全区域の指定……………（港湾局港湾経営部経営課）…三
- 海岸保全区域の海岸管理者……………（同）…五

告示

● 東京都告示第千二百八十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

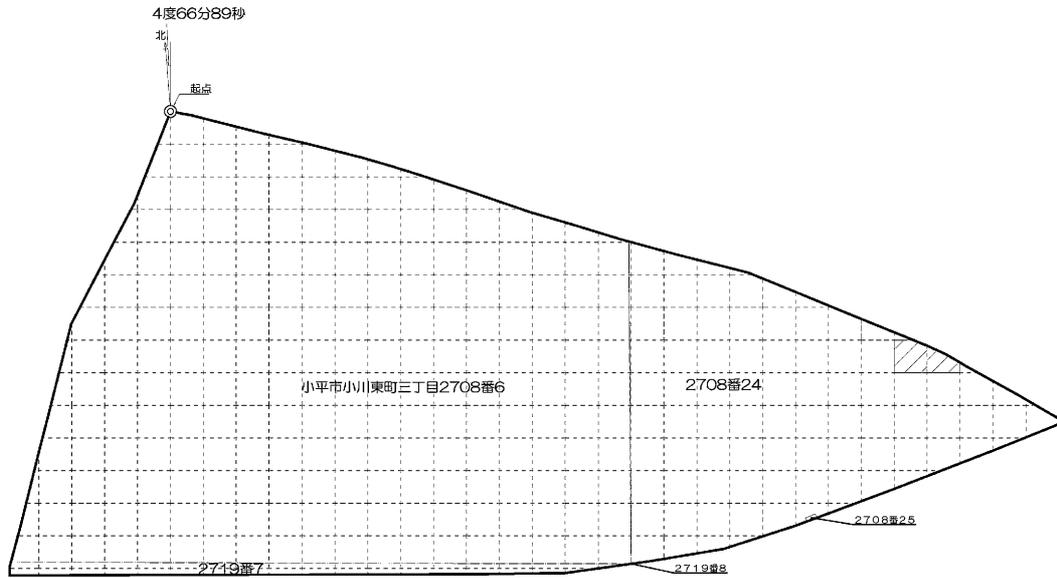
令和五年十二月二十日

東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン及びベンゼン
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【起点】
 起点は、小平市小川東町三丁目2708番6の最北端とする。

【格子の回転角度（4度66分89秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
—	敷地境界
- - -	筆境界
⋯⋯	単位区画
▨	要措置区域

●東京都告示第千二百八十一号

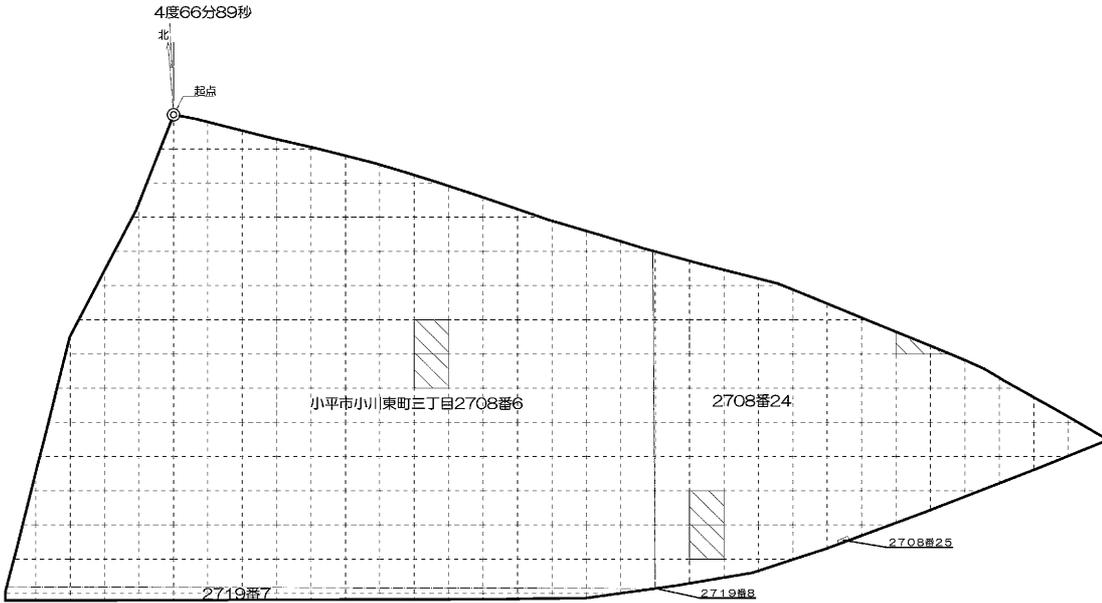
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、小平市小川東町三丁目2708番6の最北端とする。

【格子の回転角度（4度66分89秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
—	敷地境界
---	筆境界
----	単位区画
▨	形質変更時要届出区域

●東京都告示第千二百八十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、東京港海岸に係る次に掲げる区域を海岸保全区域として指定する。

なお、この関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 海岸名

（沿岸）東京湾（海岸）東京港

（地区海岸）江東地区（地先海岸）新砂三丁目及び夢の島

二 区域

基点一から基点七までを順次直線で結んだ線及び基点七と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一

江東区新木場四丁目新木場緑道公園内の基準点（北緯三十五度三十八分四十二・六七三六秒、東経百三十九度五十分二十七・五四六二秒）から真北三百三十二度一分二十九秒五百六十二・五メートルの地点（北緯三十五度三十八分五十八・七九四六秒、東経百三十九度五十分十七・〇五七三秒）

基点二

基点一から三百八度二十一分四十一秒七十七・五七メートルの地点

基点三

基点二から二百六十三度三十三分〇秒十二・〇七メートルの地点

基点四

基点三から三十八度四十九分四十二秒百三十八・五一メートルの地点

基点五

基点四から百二十八度二十一分三十九秒八十・〇〇メートルの地点

基点六

基点五から二百十八度二十一分三十八秒六
十・〇〇メートルの地点

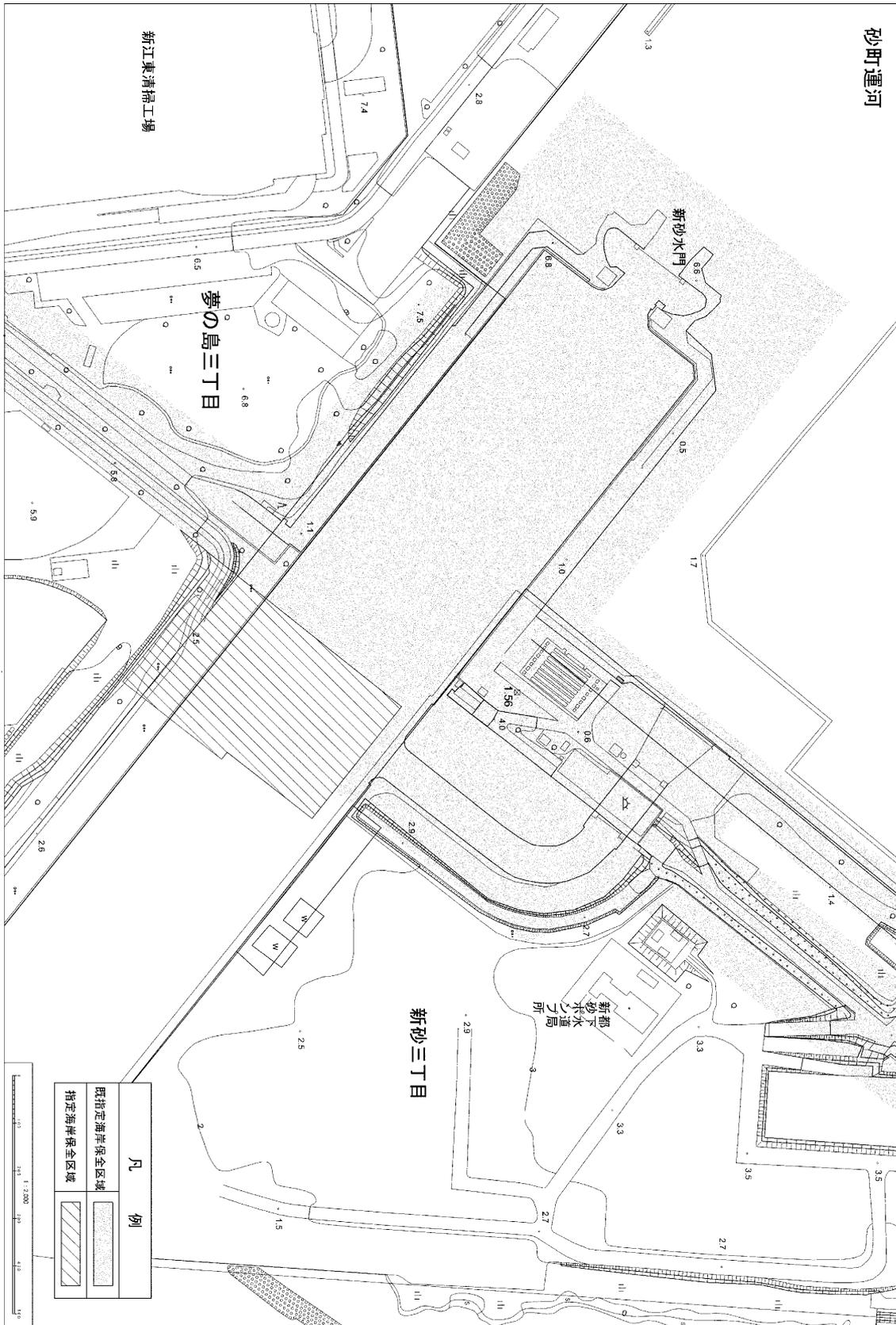
基点七

基点六から百二十八度二十一分五十二秒五
・〇〇メートルの地点

海岸保全区域略図

海岸保全区域略図

次図のとおり



●東京都告示第千二百八十三号

令和五年東京都告示第千二百八十二号により指定した東京港海岸保全区域の一部について、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項に規定する協議が成立したので、同条第八項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 海岸管理者 東京港港湾管理者の長

二 区域

基点一から基点五までを順次直線で結んだ線及び基点五と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一 江東区新木場四丁目新木場緑道公園内の基準点（北緯三十五度三十八分四十二・六七三六秒、東経百三十九度五十分二十七・五四六二秒）から真北三百三十二度一分二十九秒五百六十二・五メートルの地点（北緯三十五度三十八分五十八・七九四六秒、東経百三十九度五十分十七・〇五七三秒）

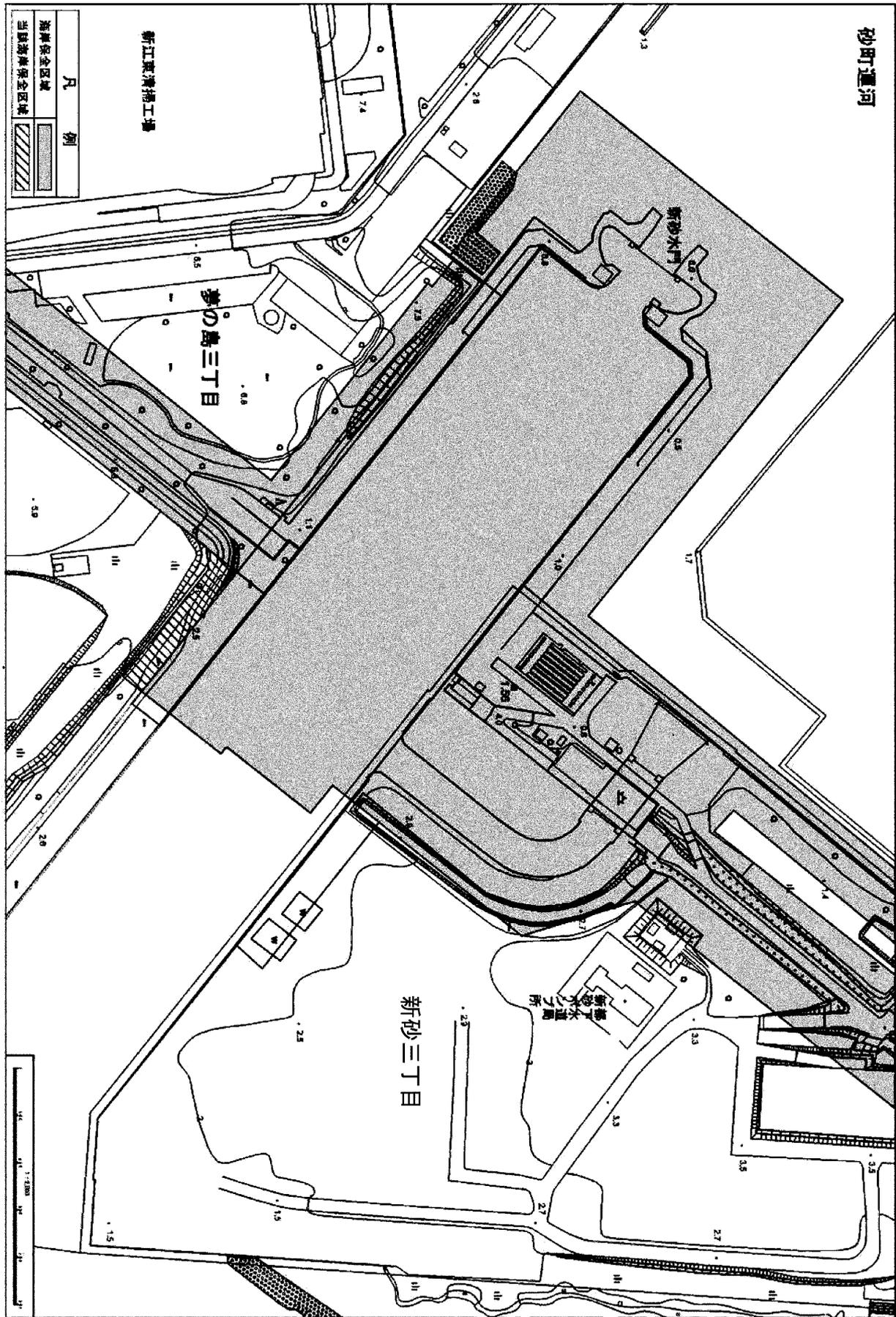
基点二 基点一から三百八度二十一分四十一秒七十七・五七メートルの地点

基点三 基点二から二百六十三度三十三分〇秒十二・〇七メートルの地点

基点四 基点三から三十八度四十九分三十九秒二十二・〇四メートルの地点

基点五 基点四から百二十八度二十二分四十七秒八十五・九三メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり



海岸保全区域略図

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001